

平成 27 年度包括外部監査結果報告書における指摘事項への措置状況について

平成 27 年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業

（ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業）

に係る事務の執行について

第 3 外部監査の結果

Ⅱ 廃棄物対策に係る監査結果について

Ⅱ - 1. ごみ収集運搬業務及びし尿処理事業等について

1. 環境事業所における普通ごみ等の収集運搬業務等について

（５）財産管理（物品、被服等）について

③結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
イ. 備品管理について【環境事業所】（報告書 P98） 各環境事業所においては、各職員が持ち込んだ、備品台帳に記載のないテレビや洗濯機、乾燥機、トレーニング器具等の備品が散見された。 これらの物品を環境事業所に備え置くなどする場合は、千葉市物品会計規則第 23 条の物品の贈与に準じて、物品取扱員等である所長補佐に通知し、物品の受入処理及び備品台帳への登載がなされるべきである。仮に備品台帳への登載の必要がないということであれば、物品管理の徹底のためにも消耗品出納簿への記載により管理する必要があるものと考えられる。 逆に、花見川・稲毛環境事業所においては、台帳上では廃棄済みとなっている備品が実際にはまだ存在していたものもあった。 中央・美浜環境事業所及び若葉・緑環境事業所においては、備品の保管場所が明示されておらず、管理している備品の使用状況（千葉市物品会計規則第 29 条）を適宜確認できる状況には必ずしもなかった。 廃棄処理済の備品で現実に廃棄を行わない場合、簿外の備品が存在することとなるため、実際に廃棄することが確定した備品については確実に物品台帳上での適正な処理を実施されたい。また、中央・美浜環境事業所及び若葉・緑環境事業所において、今般、備品の保管場所が図面上で明示されたため、今後は定期的に現物確認を実施し、そ	各環境事業所においては、職員が持ちこんだ備品台帳に記載のないトレーニング器具等について、平成 27 年 11 月末までに、持ちこんだ職員に持ち帰らせた。また、備品台帳に記載のないテレビ、洗濯機、乾燥機等のうち、業務に必要な物品について、平成 29 年 3 月に中古家電の寄附申請を受け寄附物品現在高調書を作成し寄附物品とした。なお、法定耐用年数を経過しており、残存価額が 2 万円に満たないため、備品台帳への登載はせず、消耗品出納簿へ登載した。 花見川・稲毛環境事業所においては、台帳上廃棄済みの備品で実際には存在していたものについては、平成 27 年度中に廃棄を行った。 中央・美浜環境事業所及び若葉・緑環境事業所においては、平成 27 年 9 月に備品の保管場所を図面で明示しており、毎年 6 月と 1 月に、会計室より通知される備品明細一覧表をもとに現物確認を行っている。

の記録を残すことを要望する。なお、各環境事業所において備品台帳に登載されていない器具等について、外部監査での現場往査の後、即座に整理するなど対応がなされたことを確認した。